

長時間労働削減対策構築のための社内体制の整備

(一社)名北労働基準協会 労務管理推進室長

社会保険労務士 藤原朋子

長時間労働を削減するためには、長時間労働の原因を突き止めることが必要です。その原因是多岐にわたっており、例えば、管理者・労働者双方の時間外労働に対する意識の欠如、作業手順の問題、業務量と労働力の不均衡、労働時間についての理解不足など様々な原因が考えられます。また、こうした原因が複数関連して長時間労働が引き起こされているケースも多く、原因の解明に至るまでには、徹底した調査審議が必要となります。

労働時間の示します。労働時間の取扱い組みを行なうことを社員に対し明確に示します。労働時間の議を行うためにはまず、経営層が長時間労働削減のための取り組みを行うことを社員に対し明確に示します。労働時間の取扱い組みを行なうことになります。

現状や削減の必要性、目標等を示し、全社で同じ目的意識を持ち、目的達成に向けて強力に進んでいくことを表明します。



全体を巻き込むわけです

ります。

長時間労働問題を根本的に解決していくには、複雑に絡み合う原因についてあらゆる面から調査し、それに対する実現可能な方策を打ち出していきことになり、多くの時間と労力が必要となります。経営者層の強固な意志の元で、まずはしっかりととした社内体制を整備し、根気よく長時間労働削減対策構築に強力に取り組んでください。

業務担当の社員、契約社員など社内のあらゆる層に対して、その労働時間の現状や、業務の体制、個々人の業務への取り組み方や労働時間に対する意識等詳細にわたりて調査をし、長時間労働の原因を突き止めています。

から、そのためにはしっかりととした体制を作らなければなりません。

こうした協議の場として、労働時間等設定改善委員会の設置、特命のプロジェクトチームの編成、安全衛生委員会の活

用などがあります。形態は様々ですが、会社全体として取り組み、社内のある層への調査や対策を行っていく必要があります。そのため、その構成員は経営者層をトップに、社内のあらゆる部署、層の者によって、バランスよく構成させることが重要です。構成員に偏りのないよう、様々な部署の労使双方から代表者を選び、長時間労働削減に向けて、原因の究明をし、対策を打ち出していくことになります。

社会保険加入、就業規則作成・改訂、労働トラブル解決、マイナンバー制度対応

社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング

〒461-0011 名古屋市東区白壁2-13-18 グランシャリオ白壁303号室
TEL 052-961-0763 · FAX 052-228-0302
E-mail aichiroucon@silver.ocn.ne.jp

ホワイト企業推進 社会保険労務士協議会

当法人の活動趣旨に賛同し、活動にご協力いただける社会保険労務士の先生を募集しています